

令和3年度児童虐待死亡事例等検証部会の開催状況について

1 所掌事項

児童虐待死亡事例等検証部会は、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例を分析するとともに、その事例の分析に基づき児童虐待の予防、早期発見等の調査研究及び検証を行う。

2 開催状況

(1) 開催回数 2回 (事案が無い場合、検討実施時には適宜)

(2) 開催内容

死亡事例等が発生した場合に、速やかに部会を開催し、事例の調査研究及び検証を行うため、検証する事例の基準等を定めました。

3 基本的な考え方

(1) 目的

虐待による児童の死亡事例及び生命の危機がある児童の重篤事例について、事実の把握を行い、児童の視点に立って発生原因の分析等を行い、再発防止策を検討します。

(2) 検証実施基準

虐待可能性	死亡事例	生命の危機がある重篤事例
確実	○	△
高	○	△
中	△	△
低	△	△
なし	×	×

○即時検証 △部会を開催して検証の要否を決定 ×検証対象外

(3) 検証の進め方

区は、事例を把握したとき、検証実施基準を基に、部会に報告し、検証の要否を依頼します。部会は、検証の要否を決定し、関係機関ごとにヒアリング等を実施して、発生原因の分析等を行います。部会は、再発防止のために必要な施策の見直しを検討し、提言をまとめ、区に報告します。区は、部会の報告を公表し、再発防止の改善策を部会に報告します。

【参考】 <港区検証実施基準>

虐待可能性	カテゴリー詳細	死亡事例	生命の危険がある重篤事例 ※1
確実	虐待により死亡、重篤状況に陥ったと判断される事例 ・加害行為の第三者目撃がある事例 ・虐待行為の自白を認めた事例 ・虐待以外では医学的に説明し得ない状態である事例 ・養育者が意図的に生命にかかわる養育上のケアを怠った事例 など	①○	②△ ※2
高	死亡、重篤状況に陥った要因が、事故、内因の可能性も否定できないが、虐待の可能性が臨床的に高い事例 ・医学的に事故や内因では説明しがたい病態や状況を呈し、虐待を強く疑うが断定には至らない事例 ・事故や内因でも、継続的に監護を怠るネグレクトや医療ネグレクトなどで社会的介入が開始されていた事例 ・子どもの健康や安全への配慮を怠ることによる事故や、受診の遅れによるものでも過失度合いが極めて高い事例 ・複数の同胞が不詳死や原因不明の事故を繰り返していたり、親子分離歴（短期の一時保護は除く）があるなど、極めて高い社会的リスクを有する要因が不明確な事例 など	③○	④△ ※2
中	死亡、重篤状況に陥った要因が、事故、内因の可能性もあるが、虐待の可能性も臨床的に疑われる事例 ・臨床的に虐待を疑うが、事故や内因に比べ、明らかに虐待の可能性が高いとは判断しがたい事例 ・監護不十分な状況で死亡した事故死や管理不良であった内因死 ・同胞に不詳死を認めていたり、高い社会的リスクを有するが要因が不明確な事例 など	⑤△ ※2※3	⑥△ ※2※3
低	死亡、重篤状況に陥った要因が、事故や内因の可能性が高いが、虐待の可能性も否定できない事例 ・呈する医学的状态は養育者の語る受傷機転と概ね合致するが、目撃者がいない事例 ・医学的に内因性の病態で説明できるが、社会的に何らかのリスクを有する事例 など	⑦△ ※2※3	⑧△ ※2※3
なし	虐待により死亡、重篤状況に陥った可能性は否定される事例 ・第三者目撃があり、確実に事故と判断される事例 ・医学的に完全に内因性の病態に合致し、社会的リスクもない事例 など	⑨×	⑩×

○即時検証 △調査票を作成し部会を開催して検証の要否を決定 ×検証対象外

- ※1 「身体的虐待」等による、生命の危険に関わる受傷、「養育の放棄・怠慢」等のために衰弱死の危険性があるもの。
- ※2 事例を振り返ることによって、今後の区における再発防止策等を講じる余地がある事例について、検証を実施する。
- ※3 捜査や公判状況、事例の内容、子どもの状況等を総合的に考慮し、検証実施の要否・検証時期を判断する。